

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

http://kakyoso.com/

第317回
中央委員会
8月25日(日)
10:00~
サンメッセ香川
職場で悩みのことがあれば、お知らせください。

当事者はどこに? 「学校における働き方改革」

小中学校は市町教育委員会が管理運営 県教委からは言いも悪いも言えない



あいさつをする大久保香教組執行委員長

香教組は、7月4日、夏季休業中の勤務について県教委と交渉しました。「働き方改革プラン」も2年目になり、各市町教委でも独自の「働き方改革プラン」が策定され実行に移され始めています。切実な現場の実情について説明し、夏休みは心身ともにリフレッシュできるように訴えました。

校内外の官制研修の精選を

香教組 「働き方改革プラン」が実行されても現場の多忙は何ら解決されていない。せめて夏休みはゆとり過ぎ、リフレッシュしたい。しかし、官制研修が多い。小中研夏季研修会の欠席を認めたい。

県教委 6月28日に国から「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校

香教組 香小中研庶務は、研修日だけでなく、勤務時間外にも長時間対応している。ときには、授業に影響するほどの対応に追われている。

十分な休暇取得 校長を指導せよ

香教組 丸亀市の小学校は、夏休み短縮はしていないが、サポートデーとして、3~5日間午前中補習をしなければならぬ。

県教委 初めての知った。

香教組 9月の学校訪問の指導案の締め切りが7月19日。その後、3回直しがあつた。以前は、単元名とねらいだけだったものが、A4一枚に変わった。これだけでも負担。そこまでする必要があらぬのか。

県教委 市が判断すること。いいとも悪いとも言えない。

若い先生が増えている。指導法を考える夏休みはいい機会。一方、ワークライフバランスは必要。校長会でも話したところである。

香教組 現在、土日どちらかが部活動の休みがあり大変ありがたい。しかし、

それでも休めない部活動

し、土日に試合が多いところは、その前に練習の必要があり、休みが取れない。全国大会などお盆に試合があるところは、お盆も休めない。日程を変えてもらえないかと話してきたと思うが、動きが遅い。協会の試合は改善が見られない。

香教組 夏休みは、出張や官制研修が多い。その間をぬって、中学校では12日の補習をしなければならぬ。どちらも、保護者の要望に押されてやめられない。だから、休めない。

香教組 県の「部活動ガイドライン」に小学校について記載がない。なぜか。小学校でも、部活とは言っていないが同様の実態がある。

県教委 小学校の記載がないのは、国の「部活動ガイドライン」を参考にしたから。国の中には、小学校はない。また、県立学校を対象としたものであり、県内に県立小学校はない。すでに、7市町が独自の「部活動ガイドライン」を策定している。まだのところも年内あるいは年度内に策定の予定。各市町の管理下にある小中学校について、県教委がどう言うものではない。

香教組 中体連へは、試合の精選を要望している。天候や場所の調整があるので、なかなか難しいと聞いている。協会主催の試合については、競技団体の中には、見直しを始めているところもある。競技力向上との兼ね合いが難しいようだ。小学校の実情は、知らなかった。

香教組 夏休み短縮の廃止を

夏休みの短縮が県下に広がっている。午前授業の場合、ちょうど気温が一番高い時に下校することになる。子どもたちの健康を考えると心配だ。このことについて、県教委の意見を聞きたい。

県教委 学校設置者である市町教委の判断なので、県教委としてはいいとも悪いとも言えない。

県教委 今日、現場の大変な状況を聞かせてもらった。県教委としてできることは改善していきたい。

小中学校の設置者は、市町教育委員会。そこに働く教職員の管理運営は市町教育委員会に任されています。それぞれの市町が定める「管理運営規則」に則りさまざまな制度が運用されています。

一方、「働き方改革プラン」や「部活動ガイドライン」などは、県教委は国のそれを参考にし、市町教委は県が策定したものを参考にしています。校長会は、県教委主催と市町教委主催があり、少なからずとも、県レベルで校長が集まりそこで何らかの伝達があり、とり決めがなされているはず

です。「管理運営は市町教委。県がどうこう言えるものではない」と今回の交渉で繰り返し聞いた言葉。「働き方改革」の当事者意識はどこにあるのか。不信感が募ります。

また、「市教委から会費の一部を補助しているのだから、積極的に参加するように」と校長会で話があったと説明があった。そもそも、香小研への加入についての有無を問われたことはない。県教委はこのことを知っているか。

一定期間集中して休日を確保すること(長期休業期間中)

文科省 6.28通知 「学校の働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校業務の適正化等について」

6月28日、文科省は「学校の働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校業務の適正化等について」という通知を各都道府県教育長宛に出しました。すでに「なぜこの時期なのか」「この夏休みには間に合わない」などの声も聞こえてきています。しかし、知らない何と何と変わりません。以下右が通知の概要です。

○ 学校における働き方改革の目的

教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、教師としての自信と誇りを持って子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

○ 集中した休日の確保

夏季等の長期休業期間中に一定期間集中して休日を確保することが学校における働き方改革を進める上で有効と指摘されている。→平成14年7.4通知「夏季休業期間等における公立学校教職員の勤務管理について」の廃止

通知内容の概要

- 1 学校閉庁の設定について
- 2 長期休業期間における業務について
 - (1) 研修について
 - ① 研修の絶対量を増やさない 研修の精選 内容の簡素化
→まとまった休暇をとりやすいように配慮すること
 - ② 初任者研修
校内研修週10時間以上、年間300時間以上 校外研修年間25日以上
→この目安どおりに実施する必要はない
 - ③ 中堅教諭等資質向上研修
平成14年8.8通知「長期休業期間などに20日程度教育センター等で研修を実施すること」→教育公務員特例法改正(平成29年4月1日実施)後、日数の目安は示していない。実施期間及び日数を弾力的に設定すること
 - ④ 実施すること自体が目的ではなく、効果的で質の高い研修とするように努める必要があること
 - (2) 部活動について
 - ① 必ずしも教師が担う必要のない業務
学期中に準じた扱い ある程度長期の休業期間(オフシーズン)を設けること
 - ② 大会等の見直し
文科省から日本中体連等の大会主催者にも働きかけを行っているところ
 - (3) 児童生徒の学習活動について
 - ① 夏季休業期間中の授業日を設定しようとする場合
それが各教科等や学習活動の特質に応じて効果的であると言えるかどうか、十分に検討を行うこと
 - (4) その他の業務

平成30年3.18通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」
「学校としての伝統だからとして続けているが、児童生徒等の学びや健全な発達の観点からは必ずしも適切とは言えない業務又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(例えば、夏休み期間の高温時のプール指導や、試合やコンクールに向けた勝利至上主義の下で早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、内発的な研究意欲がないにもかかわらず形式的に続けられる研究指定校としての業務、地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した運動会等の過剰な準備、本来家庭が担うべき休日の地域行事への参加の取りまとめや引率等)を大胆に削減すること。」

→夏季等長期休業期間中の業務について、各学校の実情を踏まえて見直すこと
○「職専免研修」についても言及
参考HPページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/06/28/1418538_1_1_1.pdf

主催 公益財団法人津田教育会館 共催 香川県教職員組合

夏の教育講演会

演題

「子どもの人権・学校・憲法」

子どもの未来をみんなでひらく(公財)津田教育会館主催の夏の教育講演会を今年も開催します。今年の講演会は、報道ステーションなどでおなじみの憲法学者、木村草太さんを講師に招いて学びます。

テーマは「子どもの人権・学校・憲法」です。木村草太さんは憲法学者の立場から、堅苦しい憲法をやさしく語ってくれます。教育の機会均等・子どもの人権・憲法について一緒に学びましょう。木村さんは「困っている子どもに何が出来るのか、様々な人権侵害から子どもをまもるために大人として何が出来るのか。憲法は『本当に困っている人の最後のよりどころ』だ」と言っています。憲法をもっと身近に、子育てや日々の暮らしに生かせるよう多くの人と一緒に考えましょう。

日時 2019年8月25日(日) 午後1時半～

場所 サンメッセ香川2F(高松市林町2217-1)

中会議室

講師 木村草太先生(首都大学東京教授)

入場無料

【木村草太さん プロフィール】
1980年生まれ。東京大学法学部卒。同助手、首都大学東京准教授を経て、現在首都大学東京教授。テレビ朝日系列『報道ステーション』のコメンテーターなど、メディア出演も多数。法科大学院での講義をまとめた『憲法の急所』は「東大生協で最も売れている本」と話題に。著書:『キヨミズ准教授の法学入門』『子どもの人権をまもるために』『テレビが伝えない憲法の話』『憲法という希望』他多数。



◎岩沢蘭

採用選考試験2次試験対策講座

第3回パワーアップ学習会

みんなでレベルUP!

日時 8月9日(金)18:30(18:00受付)

場所 教育会館(西宝町)

内容 小論文添削 面接チェックポイントなど

資料代 300円

どなたでも参加できます。

詳細は、香教組HPでご確認ください。

協約を交わし、改革を進めてい
す▼それでも、なかなかうまく
かず、改革が進んでいないのも事
実です。その、うまくいかない方
法を日本は取り入れていません▼日
本以外の国は、一学級の児童生徒
数の上限が多くて30人です。参考
にした働き方改革が、この数を前
提にしていることは見逃がせませ
ん▼フリーランスは、学力が高い
ことでも有名です。この国の教員は、
「自己評価して日々研修に努める
専門家」としてみなされています。ま
自己研修が保障されています。ま
た、国家目標や教育課程の設定は、
地方自治体や学校・教員にゆだね
られています▼と示すと「決めて
くれる方が楽でいい」と声がか
えてきそうですが、「自ら問題意
識をもち、学んでいくこと」が教
員の質の向上につながっているよ
うです。国の文化の違いがあり、
検討課題はあります。学行かね
ばならない研修から、「学びた
いもの」への参加の承認を広げた
「教育法」2018年9月25日発行)

教員の専門性を高めたい

「職専免研修」についても言及
参考HPページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/06/28/1418538_1_1_1.pdf



やつと夏休み。ほつ
とされてしまう方も多
いことでしょう▼一
方で「2日に1回で
研修」「毎日研修」
という声も多く聞きます。これを
書きながら、動静表をみるとほ
毎日研修。午前は、水泳大会の
練習が入っています。「他人事
はないな」と失笑しました▼教
員の「働き方改革」は日本だけ
はなく、世界の課題のようです。
イギリス・ドイツ・フランス・フ
ィンランドなどは、日本よりずつ
先に改革に着手しています▼日
本の「働き方改革プラン」が、これ
らの国々の「改革プラン」を参考
にしていることがうかがえます。
どの国も、教員の専門性の担保が
一番の課題です。授業研究・準備
の時間の確保のために改革が進め
られていきます▼これらの国は、教
員の労働組合が中心となり、給与・
授業時間数・仕事内容についての